

## 計量器(はかり)定期検査についてのお知らせ

業務用(取引または証明用)の『はかり』は、計量法に基づく定期検査を受ける必要があります。東通村では、下記日程で実施しますので、忘れずに定期検査を受けましょう!

・この検査は、商取引や証明に使用する『はかり』が対象です。

(商店、工場、農協・漁協などでの受入れ検査、宅配便、鮮魚・野菜の量り売りなど)

・この検査を受けずに使ったり、不合格器物を使っていると法律により処罰されることがあります。

・前回の検査を受けた方には別途お知らせいたします。

・検査には手数料がかかります。

いつ		どこで
6月 1日(水)	13:00~13:30	目名地区 布名見の里
	14:00~14:30	石持地区 活力倍增センター
2日(木)	9:30~10:00	入口地区 入口かしわの館
	11:00~11:30	尻労漁村センター
	13:00~13:30	岩屋漁業協同組合
	14:00~15:00	尻屋漁業協同組合
3日(金)	9:30~10:00	小田野沢漁業協同組合
	10:30~11:00	白糠漁業協同組合老部支所
	11:30~12:00	白糠漁業協同組合

計量についてのご相談・お問合せ  
経営企画課 商工観光グループ  
☎ (0175) 27-2111

## 平成28年経済センサス-活動調査を6月1日に実施します

～日本経済の未来は、あなたの調査票から～

- 「経済センサス-活動調査」は、全国すべての事業所・企業を対象に、売上(収入)金額や費用など全産業分野の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な調査です。
- 本調査は、「統計法」という法律に基づく報告義務(回答する義務)のある基幹統計調査であり、調査の関係者が調査により知り得た内容などを他に漏らすことや、「統計法」に規定されている利用目的以外(税金の徴収など)に使用することはありません。
- 支社等がない事業所には、調査員が直接伺い調査票をお配りします。また、支社等を有する企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送します。
- 調査結果は、国の各種行政施策をはじめ、産業振興など地域行政の基礎資料として活用されます。

《調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします》

### 総務省・経済産業省・青森県・東通村

経済センサス-活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成28年  
6月1日

経済センサス  
活動調査

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>